

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第47号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2022年 9月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852-20-2871

雲南市農業委員会で開催した農地中間管理事業 概要説明会の概要についてお伝えします!!

今回、雲南市農業委員の方から、農地中間管理事業について農家の方々へ説明するために、活用した場合のメリットについてより詳しく説明してほしいという要望をいただき、6月20日の農業委員会総会後に概要説明会を開催することとなりました。



参加者

雲南市農業委員…………… 17名
雲南市農業委員会事務局…… 5名
当公社…………… 2名



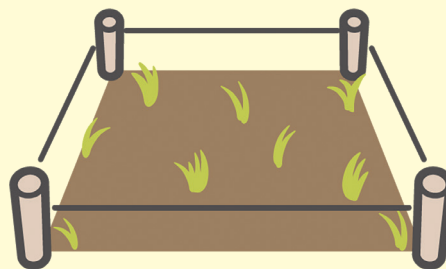
説明させていただいた内容

- ①事業を活用する際の要件について
- ②農地の貸借の方法について
- ③事業を活用した場合のメリットについて
- ④これまでに関わったトラブル事例について

質 問

Q 1. 契約期間中に受け手が不在となった場合、契約はどうなるのか。

→A 1. 関係機関と協力して新たな受け手を探すこととなりますが、それでも確保できない場合は農地を出し手へ返還することになります。なお、補助金の対象となる場合においては、概ね2年間の管理が可能となります。



Q 2. 法律の改正により農地の貸借の方法が変更されることになると聞いた。

→ A 2. 農業経営基盤強化促進法が改正されることにより、今までの農用地利用集積計画による相対契約がなくなり、農地法3条での貸借と農地中間管理事業での貸借の2つのみになります。法改正の施行はR5.4.1の予定ですが、地域計画を作成された市町村からこの方法に移行することとなります。



Q 3. 県外へ転出した不在地主へはどう対応するのか。

→ A 3. 関係機関と連携して対応したいと思います。

開催を終えて

【参加者の感想（雲南市農業委員 神田邦昭氏）】

中山間地域では農地の分散や地権者の転出によって担い手が農地を借りづらく、手続きや地代の支払いが難しい中、機構を通じて手続きを行うとその負担が軽減されるので助かる。今回の研修会で農地中間管理事業についての説明を聴いて、機構を通じた貸借の方法、メリットが分かったので、農地の集約化を機構でも推進してもらえるとうれしい。

農地を貸したいという地権者はたくさんいるが、最近では担い手の高齢化や米価の下落により、規模拡大の意向のある担い手が少なくなっている。大規模農家だけでなく、中山間地域の担い手を支援するような取組みがあれば担い手も意欲的になるのではないかと思う。

担当地域以外のお話を聞く機会はあまりないので、このような研修会を開催してもらえるとありがたい。



編集後記

今回は雲南市農業委員会での農地中間管理事業の概要説明会についてご紹介させていただきました。

説明の場をご提供いただいた農業委員会会長の加藤様をはじめ、お忙しい中、記事作成にご協力いただきました、農業委員の神田様、雲南市農業委員会事務局の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

また、若干肌寒く感じる季節となりましたがまだ残暑が続いております。外で作業される方もいらっしゃると思いますが、皆様体調には気をつけてお過ごしくださいませ。

(T.N)

